

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」 の一部改正について

1. 背景

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）が平成21年10月1日に全面的に施行されることを受けて、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号。以下「基準」という。）の一部改正を行う。

2. 内容

- ① 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、7日以上営業停止処分を行う。
- ② 履行確保法第3条第1項及び第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行う。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行う。この場合において、営業停止の期間は7日以上とする。
- ③ 履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合は、指示処分を行う。

3. 適用日

平成21年10月1日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準により監督処分を実施する。

（以 上）